

学校事務担当職員研修資料
質疑応答集

三八教育事務所
令和8年2月

目 次

- 給与制度
- 扶養手当
- 通勤手当
- 住居手当
- 単身赴任手当
- 寒冷地手当
- 児童手当
- へき地手当等
- 管理職員特別勤務手当
- 特殊勤務手当
- 前渡資金
- 旅費

【給与制度】 ※なし

【扶養手当】 ※なし

【通勤手当】

1. 4月1日から採用となった職員の通勤手当

【問】当初実家からの通勤手当を届け出ていましたが、4月9日アパートに転居しました。4月分給与では実家から勤務公署までの通勤手当を支給していましたが、この取り扱いでよろしいですか。

【答】4月1日時点でアパートに転居することが決まっていたかどうかにより判断することとなります。

（4月1日時点でアパートへの転居が決まっていた場合）

交通機関に係る運賃等を負担又は交通用具を使用することを常例とする職員には該当しないため、4月分の通勤手当を支給することはできない。

（4月1日時点でアパートへの転居が決まっていない場合）

4月分通勤手当は【実家→勤務公署】の通勤手当を支給

5月分通勤手当は【アパート→勤務公署】の通勤手当を支給

（参考）

通勤手当は、交通機関に係る運賃等を負担又は交通用具を使用することを常例とする職員を支給対象としている（給与条例第10条第1項）ところであり、「常例とする職員」とは手当が最短でも月を単位として支給されていることから、原則として、職員が通勤する限り、同様の状態が1ヶ月以上継続すると見込まれる必要がある。

2. 4月1日から異動となった職員の通勤手当

【問】4月8日まで休暇取得のため実際に通勤を開始した日が4月11日であった場合、公署への勤務を開始すべきこととされる日（発令を受けた日から7日以内）を経過していますが4月分から通勤手当を支給してよろしいですか。

【答】公署への勤務を開始すべきこととされる日（発令の通知を受けた日から7日以内）に通勤できる状態でないことから、4月分の通勤手当は支給せず、5月からの通勤手当の支給となります。

【住居手当】 ※なし

【単身赴任手当】 ※なし

【寒冷地手当】

1. 寒冷地手当世帯等区分届出書について

【問】「世帯主(その他の世帯主である職員・借家)」の職員が、「世帯主(その他の世帯主である職員・実家)」となる場合、世帯等の区分について変更はありませんが、寒冷地手当世帯等区分届出書について再提出が必要ですか。

【答】世帯等の区分、扶養親族の居住状況、その他世帯状況に異動が生じた場合には、その都度「寒冷地手当世帯等区分届出書」の提出が必要です。

【児童手当】 ※なし

【へき地手当等】 ※なし

【管理職員特別勤務手当】 ※なし

【特殊勤務手当】 ※なし

【前渡資金】 ※なし

【旅費】 ※なし